

令和4年6月分（10月支給）の児童手当

の制度が一部変更になります。

1 所得が一定以上の場合、手当は支給されません！！

⇒新たに所得上限限度額が設けられ、限度額以上の所得の方の受給資格が消滅します。

2 現況届の提出が原則不要になります！！

⇒毎年6月に提出していた現況届が原則『不要』になります。

3 2人目以降の児童を出生し、手当の申請をされる際に、

受給者の健康保険証のコピー等の提出が必要になりました。

1 所得制限限度額・所得上限限度額について

令和4年10月支給分（令和4年6月分）から、児童を養育している方の令和4年度所得（令和3年1月～12月分）が下記表の②以上の場合、手当は支給されません。【受給資格が消滅となります】

令和5年度以降の所得や、修正申告した令和4年度所得が、②の限度額未満となった場合は改めて認定請求書の提出等が必要となります。

	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
扶養親族等の数 (カッコ内は例)				
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人十年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人十年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人十年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人十年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

※児童を養育している方の所得が、左記表の①（所得制限限度額）未満の場合、児童手当を所得が①以上②（所得上限限度額）未満の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与と所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

2 現況届の省略について

令和4年度の現況届から受給者の現況を公簿等で確認することで、
現況届の提出を原則として不要とします。

※ただし、以下の方は引き続き現況届の提出が必要です。

- ①離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ②支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③配偶者からの暴力等により住民票の住所地が堺市と異なる方
- ④法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤その他、堺市から提出の案内があった方

※以下の変更事項があった方は必ず届出てください

- ・堺市外に住民票がある配偶者や児童の住所が変わったとき（国外転出入を含む）
- ・婚姻や子の実親との事実婚により、一緒に児童を養育する配偶者等を有するに至ったとき
（受給者が婚姻をし、その相手が受給者の子と養子縁組を行わない場合も、届出が必要です。）
- ・離婚し、一緒に児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ・児童を養育しなくなったこと等により対象となる児童がいなくなったとき
- ・厚生年金→国民年金等、受給者の加入する年金が変わったとき
（転職等を行っても、年金の種類が変わらなければお届出は不要です。）
- ・受給者や配偶者が公務員になったとき

※必要な届出が遅れたために、過払いが発生した場合は、過払い分を返還していただきます。すみやかに手続きください。

※公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。

以下の場合、**必ず、その翌日から15日以内に届出・申請**をしてください。

- ・公務員になった場合（申請には辞令書が必要です。）
- ・退職等により、公務員でなくなった場合（申請には辞令書が必要です。）
- ・公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなります。

3. 新たに第2子以降を出生され、児童手当の申請をされる際に、受給者の健康保険証のコピーや被用者加入年金証明の提出が必要になりました。